

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第37号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する職員のうち、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手</p> <p>(2) 略</p> <p>(給料の調整額) 第17条 略</p> <p>(1) 特別支援学校に勤務する職員</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(管理職手当) 第22条 略</p> <p>(1) 高等学校及び特別支援学校の校長及び教頭</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特別支援学校の教諭のうち部の主事を命ぜられた教諭</p> <p>2・3 略</p> <p>(特殊勤務手当) 第23条 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で香川県においてその給与を支給し、又は負担しているものをいう。</p> <p>(1) 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する職員のうち、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手</p> <p>(2) 略</p> <p>(給料の調整額) 第17条 次に掲げる職員には、任命権者が人事委員会に協議して定めるところにより、給料の調整額を支給する。</p> <p>(1) 盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する職員</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(管理職手当) 第22条 管理職手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長及び教頭</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 盲学校、聾学校及び養護学校の教諭のうち部の主事を命ぜられた教諭</p> <p>2・3 略</p> <p>(特殊勤務手当) 第23条 職員が次に掲げる勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給す</p>

(1) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職給料表又は中学校及び小学校教育職給料表の1級又は2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、任命権者が人事委員会に協議の上その業務が心身に著しい負担を与えるものと認める程度に及ぶとき。

ア～オ 略

(2) 略

(3) 小学校、中学校若しくは高等学校に所属する教諭、養護教諭若しくは栄養教諭又は特別支援学校に所属する教諭（部の主事を命ぜられた教諭を除く。）、養護教諭若しくは栄養教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる職務でその職務が困難であるとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを担当するものが、当該担当に係る業務に従事した場合

(4)～(7) 略

2 略

（義務教育等教員特別手当）

第24条の7 義務教育諸学校（小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 略

3 高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4・5 略

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

略

る。

(1) 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職給料表又は中学校及び小学校教育職給料表の1級又は2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、任命権者が人事委員会に協議の上その業務が心身に著しい負担を与えるものと認める程度に及ぶとき。

ア～オ 略

(2) 略

(3) 小学校、中学校若しくは高等学校に所属する教諭、養護教諭若しくは栄養教諭又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に所属する教諭（部の主事を命ぜられた教諭を除く。）、養護教諭若しくは栄養教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる職務でその職務が困難であるとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを担当するものが、当該担当に係る業務に従事した場合

(4)～(7) 略

2 略

（義務教育等教員特別手当）

第24条の7 義務教育諸学校（小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 略

3 高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4・5 略

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

略

備考(一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員並びに県立の中学校に勤務する職員で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において当該高等学校の教科を担当するものに適用する。

(二) 略

備考(一) この表は、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する職員並びに県立の中学校に勤務する職員で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において当該高等学校の教科を担当するものに適用する。

(二) 略

(香川県恩給条例の一部改正)

第2条 香川県恩給条例(昭和29年香川県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公務員)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>公立の中学校又は小学校の校長、教諭及び養護教諭</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p><u>(13) 学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)による改正前の学校教育法(第22条第1項第3号において「改正前の学校教育法」という。)第1条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭</u></p>	<p>(公務員)</p> <p>第17条 この条例で「公務員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>公立の中学校、小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(9)～(12) 略</p>
<p>(準教育職員の在職年の通算)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公立の中学校又は小学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服す</u></p>	<p>(準教育職員の在職年の通算)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる者(以下「準教育職員」という。)が引き続き第17条第8号に掲げる教育職員(以下「教育職員」という。)となったときは、その準教育職員としての勤続年月数の2分の1に相当する年月数をその教育職員としての在職年数に通算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公立の中学校、小学校、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の助教</u></p>

<p>ることを要する講師</p> <p>(3) <u>改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師</u></p> <p>2 略</p>	<p>論、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師</p> <p>2 略</p>
--	---

(建築基準法施行条例の一部改正)

第3条 建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教室等の出入口)</p> <p>第9条 中学校、小学校、<u>特別支援学校又は幼稚園</u>の用途に供する木造の建築物(主要構造部を準耐火構造としたものを除く。)の教室(生徒、児童又は幼児を収容する居室を含む。)で、その床面積が30平方メートルを超えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。</p>	<p>(教室等の出入口)</p> <p>第9条 中学校、小学校、<u>盲学校、聾学校、養護学校</u>又は幼稚園の用途に供する木造の建築物(主要構造部を準耐火構造としたものを除く。)の教室(生徒、児童又は幼児を収容する居室を含む。)で、その床面積が30平方メートルを超えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。</p>

(香川県恩給通算条例の一部改正)

第4条 香川県恩給通算条例(昭和32年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア <u>大学の学長、教授及び常時勤務に服することを要する講師</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「他県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「他県の退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの</p> <p>ア <u>大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手</u></p>

イ 略
ウ 中学校又は小学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、 教諭及び養護教諭
エ 略
(9)～(15) 略
(15)の2 <u>学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条に規定する助教授及び助手</u>
(15)の3 <u>学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭</u>
(16)～(20) 略
2 略
(1) 略
ア 大学の学長、教授及び常時勤務に服することを要する講師
イ・ウ 略
エ <u>学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法第58条に規定する助教授及び助手</u>
(2) 略
3 略

イ 略
ウ 中学校、小学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、 教諭及び養護教諭
エ 略
(9)～(15) 略
(16)～(20) 略
2 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「市町村の退職年金条例」という。）の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げるものをいう。
(1) 学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの
ア 大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手
イ・ウ 略
(2) 略
3 略

(香川県都市公園条例の一部改正)

第5条 香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 (1) 有料公園を利用する場合	別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 (1) 有料公園を利用する場合

利用区分	単	位	金額
個人利用	一般	略	略
	中学校の生徒及び特別支援学校の中学部の生徒並びに児童	略	略
団体利用 (20人以上)	一般	略	略
	中学校の生徒及び特別支援学校の中学部の生徒並びに児童	略	略
定期利用	略		

(2) 略

利用区分	単	位	金額
個人利用	一般	1人 1回	400円
	中学校の生徒並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部の生徒並びに児童	1人 1回	170円
団体利用 (20人以上)	一般	1人 1回	320円
	中学校の生徒並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部の生徒並びに児童	1人 1回	140円
定期利用	略		

(2) 略

(香川県立学校条例の一部改正)

第6条 香川県立学校条例(昭和39年香川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(設置)			(設置)		
第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校のうち、中学校、高等学校及び特別支援学校を次の表のとおり設置する。			第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校のうち、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校を次の表のとおり設置する。		
県立学校の種類	名 称	位 置	県立学校の種類	名 称	位 置
略			略		
特別支援学校	香川県立香川東部養護学校	さぬき市	養護学校	香川県立香川東部養護学校	さぬき市
	香川県立盲学校	高松市		香川県立香川中部養護学校	高松市
	香川県立聾学校			香川県立高松養護学校	
	香川県立香川中部養護学校			香川県立香川丸亀養護学校	略
	香川県立高松養護学校	略		香川県立善通寺養護学校	略
	略	略		香川県立香川西部養護学校	略
	略	略			
略	略				

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校、<u>盲学校、聾学校</u>又は養護学校をいう。</p> <p>2 略</p>

(香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

第8条 香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいう。ただし、臨時又は非常勤の職員を除く。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校、<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいう。ただし、臨時又は非常勤の職員を除く。</p> <p>2 略</p>

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。第8条第1項において「県費負担教職員」という。）をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、県立の中学校、高等学校、<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。第8条第1項において「県費負担教職員」という。）をいう。</p>

(香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正)

第10条 香川県高等学校等奨学金貸付条例（平成14年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、<u>特別支援学校</u>の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒であつて、経済的な理由により修学することが困難なものに対し、香川県高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって有為な人材の育成を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、<u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u>の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒であつて、経済的な理由により修学することが困難なものに対し、香川県高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって有為な人材の育成を図ることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。